

令和 8 年 2 月 27 日
消 防 庁

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）等に対する 意見公募の結果及び改正省令等の公布

消防庁は、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）等の内容について、令和 7 年 12 月 13 日から令和 8 年 1 月 16 日までの間、国民の皆様から広く意見を公募したところ、2 件の意見の提出がありました。この結果を踏まえて、本日、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令及び危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件を公布しましたのでお知らせします。

1 主な改正内容

以下の事項について措置を行うため、危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号）及び及び危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和 49 年自治省告示第 99 号）を改正するものです。概要については、別紙 1をご覧ください。

- 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における条件付自動制御装置の導入に係る規定の整備

2 意見公募の結果

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）等の内容について、令和 7 年 12 月 13 日から令和 8 年 1 月 16 日までの間、意見を公募したところ、2 件の意見の提出がありました。提出された意見及び総務省の考え方は、別紙 2のとおりです。

3 改正省令の公布

消防庁では、意見公募の結果を踏まえて検討し、以下の改正省令を令和 8 年 2 月 27 日に公布しました。

- ・危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（令和 8 年総務省令第 18 号） 別紙 3
- ・危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（令和 8 年総務省告示第 46 号） 別紙 4



（事務連絡先）

消防庁予防課危険物保安室 石野、鈴木

TEL 03-5253-7524（直通）

E-mail:fdma.hoanshitsu_atmark_soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には「@」に変更してください。

**危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令及び危険物の規制に関する
技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件について**

令和 8 年 2 月
消防庁危険物保安室

「危険物施設におけるスマート保安等に係る調査検討会」の結論を踏まえ、危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号。以下「規則」という。）及び危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和 49 年自治省告示第 99 号。以下「告示」という。）を改正する。

1. 改正内容

(1) 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における条件付自動制御装置の導入に係る規定の整備

① 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所の位置、構造及び設備の基準に係る特例規定の整備【規則第 28 条の 2 の 5 関係】

顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所において、条件付自動制御装置（使用条件を満たす場合に、給油取扱所の係員が行う顧客の給油作業等の監視及び制御（以下「顧客の給油作業等の監視等」という。）を代替して自動的に行う装置）を設ける場合には、以下の基準によることとする。

- i 顧客用固定給油設備等の周囲の状況の監視及び顧客の給油作業等の監視等を行うための監視設備等の機器を、全ての顧客の給油作業等の監視等を自動的に行うことができる位置に設けること。
- ii 条件付自動制御装置の作動状況等を記録するための装置を設けること。
- iii 条件付自動制御装置を使用して顧客の給油作業等の監視等を行っている旨及び顧客の給油作業等に係る注意事項を給油取扱所の見やすい箇所に表示すること。

② 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における取扱いの基準に係る見直し【規則第 40 条の 3 の 10 関係】

顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所で、条件付自動制御装置を使用して顧客の給油作業等の監視等を行う場合において、以下の基準のいずれにも適合するときは、規則第 40 条の 3 の 10 第 1 項の規定の一部を適用しないこととする。

- i 当該条件付自動制御装置、規則第 28 条の 2 の 5 第 8 号イの監視設備等の機

器及び同号口の記録装置が正常に作動しているとき。

- ii 当該条件付自動制御装置の使用条件を満たしているとき。
- iii 火気その他安全上の支障がないとき。
- iv 給油取扱所の係員が、次の要件を満たしているとき。
 - ・ i～iiiのいずれかに該当しなくなった場合において、直ちに、そのことを認知するとともに、顧客の給油作業等の監視等を引き継ぎ、並びに規則第28条の2の5第6号ハ及びニに規定する制御装置を確実に操作することができること。
 - ・ 危険物の流出その他の事故が発生した場合において、直ちに、引き続く危険物の流出及び拡散の防止、流出した危険物の除去その他災害の発生防止のための応急の措置を講ずることができること。

③ 予防規程に定めなければならない事項の追加【規則第60条の2関係】

顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所のうち、条件付自動制御装置を設けるものにあつては、当該条件付自動制御装置の使用条件その他当該条件付自動制御装置を使用して顧客の給油作業等の監視等を行うときの保安のための措置に関する事項を予防規程に定めることとする。

④ 条件付自動制御装置の機能に係る規定の整備【告示第4条の53及び第4条の54関係】

告示において、条件付自動制御装置の機能の技術上の基準を定める。

(2) その他、所要の規定の整備【規則第40条の3の10関係】

2. 施行期日

公布の日の翌日から施行する。

3. 経過措置

この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとする。

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）等に対して提出された御意見及び御意見に対する考え方

No.	意見提出者	案に対する意見及びその理由	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	(個人)	<p>1. 条件付自動制御装置を導入した場合、その係員の労働は、労働基準法第 41 条第 3 項の監視断続的労働に当たることとすべきである。</p> <p>2. また、監視断続的労働の適用を受けずに、係員が給油所に併設された売店の店員等を兼ねることができるようになるべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本改正に関する直接的な内容ではないと考えますが、ご意見として承ります。 	無
2	(個人)	<p>SS は危険物施設なので、現行の法令等を改正する場合には、「安全の確保が第一」であることは言うまでもありません。AI による給油許可について、これまでに実証実験等を経て安全を確認されているのだと思いますが、気になる点がございませぬ。</p> <p>改正概要を拝見すると、【規則第 40 条の 3 の 10 関係】のところに、『火気その他安全上の支障がないとき。』との記載があります。危険物施設内は火気厳禁が原則であり、当該規定については勿論、異論はありません。</p> <p>ただ先日、システムを提供するメーカーの内の 1 社よりシステムの内容について説明を受けた際、AI の判断について、「ライターの花は認識できるが、タバコの花は認識できない」と言っていました。例えば、車外でライターの花をつける行為であれば警告を出す、車内で火をつけたタバコを口にくわえる、あるいは手に持って車外に出た場合は認識できないので、警告は出ない」ということだそうです。これは使用しているカメラが紫外線カメラであり、熱の感知を得意としていないとのこと。</p> <p>勿論、「火気その他安全上の支障がないとき」に該当しなくな</p>	<ul style="list-style-type: none"> 危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（改正案）第 4 条の 53 第 1 号イに規定する「顧客の給油作業等が開始される場合において、火気その他安全上の支障がないと判断したときは、（中略）自動的に制御してホース機器への危険物の供給を開始し、顧客の給油作業を行える状態にすること。」のうち、「火気その他安全上の支障がないと判断したとき」については、「火気又は火気を扱おうとする動作」等を検知していないこととする旨を運用通知においてお示しする予定です。 また、条件付自動制御装置を使用して顧客の給油作業等の監視等を行う場合においても、給油取扱所の係員から危険物の取扱いに係る責務がなくなるわけではありません。 	無

	<p>った場合として、『直ちに、そのことを認知するとともに、顧客の給油作業等の監視等を引き継ぎ、並びに規則第 28 条の 2 の 5 第 6 号ハ及びニに規定する制御装置を確実に操作することができること。』との規定はありますが、給油空地内は可燃性蒸気が滞留する場であり、もし、くわえタバコで車から降りる者がいたとして、その際には地上から 60 c m以内にタバコの火が存在することになる可能性がありますので、人が監視を引き継ぐ前に可燃性蒸気に引火するリスクは高くなると考えます。</p> <p>この点、メーカーによって仕様が異なり、我々が説明を受けたメーカー以外のメーカーのシステムでは感知が出来るのかもしれない。また、当該メーカーからは感知できないシステムでも「現状でシステムの仕様上問題は無い」との説明でしたが、たばこの火を感知できないシステムで安全性を担保できるのか、疑問が残ります。</p> <p>このため、上記懸念点を払拭できるシステムに仕様を統一する、あるいはたばこの火を見逃さないシステムに改善したことが確認されてから省令改正を行うべきであり、現時点では時期尚早ではないかと考えます。</p> <p>AI 給油システムそのものを否定するものではありません。消費者が安全に給油でき、ガソリンスタンドの従業員が安全に仕事に従事できることを担保する必要があると思いますので、意見申し上げます。</p>		
--	--	--	--

○提出意見数：2件

※1 提出意見数は、提出意見者数としています。

※2 上記の他、本改正案と一切無関係と判断し、提出意見として扱わなかった御意見が2件ありました。

○総務省令第十八号

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十四条の二第一項並びに危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）第十七条第五項及び第二十七条第六項第一号の三の規定に基づき、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年二月二十七日

総務大臣 林 芳正

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令

危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後

改正前

(顧客に自ら給油等をさせる屋外給油取扱所の特例)
第二十八条の二の五 前条の給油取扱所に係る令第十七条第五項の規定による同条第一項に掲げる基準を超える特例は、次のとおりとする。

「一〇七 略」

八 条件付自動制御装置(当該装置の使用条件を満たす場合において、給油取扱所の係員が行う顧客の給油作業等の監視及び第六号ハに規定する制御装置(顧客の給油作業等を制御するため可搬式の制御機器に設ける場合を含む。))による制御を代替して自動的に行う装置であつて、告示で定める機能を有するものをいう。以下同じ。)を設ける場合(次号に規定する場合を除く。)にあつては、次に定めるところによること。

イ 顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備の周囲の状況の監視並びに顧客の給油作業等の監視及び制御(以下「顧客の給油作業等の監視等」という。)を行うための監視設備その他の条件付自動制御装置の機能を確保するための機器を、全ての顧客の給油作業等の監視等を自動的に行うことができる位置に設けること。

ロ 条件付自動制御装置の作動状況等を記録するための装置を設けること。

ハ 条件付自動制御装置を使用して顧客の給油作業等の監視等を行つている旨及び顧客の給油作業等に係る注意事項を給油取扱所の見やすい箇所に表示すること。

九 給油取扱所の係員が行う第六号ニに規定する制御装置(顧客の給油作業等を制御するための可搬式の制御機器に設ける場合を含む。))による制御を代替して自動的に行うことができる条件付自動制御装置であつて、告示で定める機能を有するものを設ける場合にあつては、前号イからハまでに定めるところによること。

(顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における取扱いの基準)

第四十条の三の十 令第二十七条第六項第一号の三の規定による顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における取扱いの基準は、次項に定めるもののほか、次のとおりとする。

「一〇二 略」

三 次に定めるところにより顧客の給油作業等を監視し、及び制御し、並びに顧客に対し必要な指示を行うこと。

「イ 略」

ロ 顧客の給油作業等が開始されるときには、火気のないことその他安全上支障のないことを確認した上で、第二十八条の二の五第六号ハに規定する制御装置(顧客の給油作業等を制御するための可搬式の制御機器に設ける場合を含む。以下この号において同じ。)を用いて

(顧客に自ら給油等をさせる屋外給油取扱所の特例)
第二十八条の二の五 「同上」

「一〇七 同上」

「新設」

「新設」

(顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における取扱いの基準)

第四十条の三の十 令第二十七条第六項第一号の三の規定による顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における取扱いの基準は、次のとおりとする。

「一〇二 同上」

三 「同上」

「イ 同上」

ロ 顧客の給油作業等が開始されるときには、火気のないことその他安全上支障のないことを確認した上で、第二十八条の二の五第六号ハ又は同条第七号イに規定する制御装置を用いてホース機器への危険物の供給を開始し、顧客の給油作業等が行える状態にすること。

ホース機器への危険物の供給を開始し、顧客の給油作業等が行える状態にすること。

ハ 顧客の給油作業等が終了したとき並びに顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備のホース機器が使用されていないときには、第二十八条の二の五第六号ハに規定する制御装置を用いてホース機器への危険物の供給を停止し、顧客の給油作業等が行えない状態にすること。

ニ 非常時その他安全上支障があると認められる場合には、第二十八条の二の五第六号ニに規定する制御装置（顧客の給油作業等を制御するための可搬式の制御機器に設ける場合を含む。）によりホース機器への危険物の供給を一斉に停止し、給油取扱所内の全ての固定給油設備及び固定注油設備における危険物の取扱いが行えない状態にすること。

〔ホ 略〕

2|| 条件付自動制御装置を使用して顧客の給油作業等の監視等を行う場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、前項第三号イからハまでの規定（当該条件付自動制御装置が第二十八条の二の五第九号に規定するものである場合には、前項第三号イからニまでの規定）は、適用しない。

一 当該条件付自動制御装置、第二十八条の二の五第八号イの機器及び同号ロの装置が正常に作動しているとき。

二 当該条件付自動制御装置の使用条件を満たしているとき。

三 火気その他安全上の支障がないとき。

四 給油取扱所の係員が、次の要件を満たしているとき。

イ 前三号のいずれかに該当しなくなつた場合において、直ちに、そのことを認知するとともに、顧客の給油作業等の監視等を引き継ぎ、並びに第二十八条の二の五第六号ハ及びニに規定する制御装置（顧客の給油作業等を制御するための可搬式の制御機器に設ける場合を含む。）を確実に操作することができること。

ロ 危険物の流出その他の事故が発生した場合において、直ちに、引き続き危険物の流出及び拡散の防止、流出した危険物の除去その他災害の発生防止のための応急の措置を講ずることができること。

（予防規程に定めなければならない事項）

第六十条の二 法第十四条の二第一項に規定する総務省令で定める事項は、次項、第四項又は第六項に定める場合を除き、次のとおりとする。

〔一〇八の六 略〕

八の七 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所（条件付自動制御装置を設けるものに限る。）にあつては、当該条件付自動制御装置の使用条件その他当該条件付自動制御装置を使用して顧客の給油作業等の監視等を行うときの保安のための措置に関すること。

ハ 顧客の給油作業等が終了したとき並びに顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備のホース機器が使用されていないときには、第二十八条の二の五第六号ハ又は同条第七号イに規定する制御装置を用いてホース機器への危険物の供給を停止し、顧客の給油作業等が行えない状態にすること。

ニ 非常時その他安全上支障があると認められる場合には、第二十八条の二の五第六号ニ又は同条第七号ロに規定する制御装置によりホース機器への危険物の供給を一斉に停止し、給油取扱所内の全ての固定給油設備及び固定注油設備における危険物の取扱いが行えない状態にすること。

〔ホ 同上〕

〔新設〕

（予防規程に定めなければならない事項）

第六十条の二 〔同上〕

〔一〇八の六 同上〕

〔新設〕

<p>〔九〕十四 略</p> <p>〔二〕七 略</p>	<p>〔九〕十四 同上</p> <p>〔二〕七 同上</p>
------------------------------	--------------------------------

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日の翌日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○総務省告示第四十六号

危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）第二十八条の二の五第八号及び第九号の規定に基づき、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和四十九年自治省告示第九十九号）の一部を次のように改正する。

令和八年二月二十七日

総務大臣 林 芳正

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後

改正前

〔条件付自動制御装置の機能〕

第四十五条の五十三 規則第二十八条の二の五第八号の告示で定める機能は、次に掲げるとおりとする。

〔新設〕

一 次に掲げるところにより、顧客の給油作業等の監視等を代替する機能

イ 顧客の給油作業等が開始される場合において、火気その他安全上の支障がないと判断したときは、規則第二十八条の二の五第六号ハに規定する制御装置（顧客の給油作業等を制御するための可搬式の制御機器に設ける場合を含む。以下同じ。）を自動的に制御してホース機器への危険物の供給を開始し、顧客の給油作業等が行える状態にすること。ただし、ハ及び次号ロに規定する機能により顧客の給油作業等が行えない状態にした場合（ハ①に該当する場合を除く。）又は規則第四十条の三の十第一項第三号ニの規定により係員が給油取扱所内の全ての固定給油設備及び固定注油設備における危険物の取扱いが行えない状態にした場合には、同条第二項第一号から第三号までのいずれにも該当することを係員が確認した後でなければ、顧客の給油作業等が行えない状態又は危険物の取扱いが行えない状態にした顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備のホース機器への危険物の供給を開始してはならない。

ロ 顧客の給油作業等の状況を監視するとともに、安全上の支障を及ぼすおそれがあるときは又は火災その他の危険があるときは、音声又は警報音及び制御機器の映像面への表示により、その旨を係員に報知すること。

ハ 次のいずれかに該当するときは、規則第二十八条の二の五第六号ハに規定する制御装置を自動的に制御してホース機器への危険物の供給を停止し、顧客の給油作業等が行えない状態にすること。

① 顧客の給油作業等が終了したとき。

② 火災その他の危険があるとき。

③ 安全上の支障を及ぼすおそれがある場合において、ロの報知が行われたにもかかわらず、顧客の給油作業等の監視等が速やかに係員に引き継がれたことを確認できないとき。

二 条件付自動制御装置の正常な機能が確保されない場合において、次に掲げるところにより、当該条件付自動制御装置を使用した顧客の給油作業等の監視等を給油取扱所の係員に引き継ぎ、又は顧客の給油作業等が行えない状態にする機能

イ 次のいずれかに該当するときは、音声又は警報音及び制御機器の映像面への表示により、その旨を係員に報知すること。ただし、次のいずれかに該当することを係員が覚知すること

ができる場合は、この限りでない。

(1) 当該条件付自動制御装置、規則第二十八条の二の五第八号イの機器又は同号ロの装置が正常に作動していないとき。

(2) 当該条件付自動制御装置の使用条件を満たしていないとき。

ロ イの報知が行われたにもかかわらず、顧客の給油作業等の監視等が速やかに係員に引き継がれたことを確認できないときは、規則第二十八条の二の五第六号ハに規定する制御装置を自動的に制御してホース機器への危険物の供給を停止し、顧客の給油作業等が行えない状態にすること。

(危険物の供給を一斉に停止することができる条件付自動制御装置の機能)

第四十条の五十四 規則第二十八条の二の五第九号の告示で定める機能は、次に掲げるところにより、顧客の給油作業等の監視等を代替する機能とする。

一 顧客の給油作業等の状況を監視するとともに、非常時その他安全上支障があると認められる場合には、音声又は警報音及び制御機器の映像面への表示により、その旨を係員に報知すること。

二 非常時その他安全上支障があると認められる場合には、規則第二十八条の二の五第六号ニに規定する制御装置（顧客の給油作業等を制御するための可搬式の制御機器に設ける場合を含む。）を自動的に制御してホース機器への危険物の供給を一斉に停止し、給油取扱所内の全ての固定給油設備及び固定注油設備における危険物の取扱いが行えない状態にすること。

三 前号に規定する機能により給油取扱所内の全ての固定給油設備及び固定注油設備における危険物の取扱いが行えない状態にした場合には、規則第四十条の三の十第二項第一号から第三号までのいずれにも該当することを係員が確認した後でなければ、危険物の取扱いが行えない状態にした顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備のホース機器への危険物の供給を開始してはならないこと。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

〔新設〕

附 則

この告示は、公布の日の翌日から施行する。